

公益社団法人砂防学会砂防学会賞授賞候補者推薦要領

(総則)

第1条 選考委員会は、砂防学会賞候補者から下記の要領に従って、各賞の授賞候補者を理事会に推薦する。

(対象業績)

第2条 砂防学会賞は下記の業績を対象にして推薦する。

- (1) 論文賞:当該年度の5年度前から前年度の5年間に「砂防学会誌」または他の学会誌等に掲載された研究業績
- (2) 論文奨励賞:当該年度の3年度前から前年度の3年間に「砂防学会誌」または他の学会誌等に掲載された研究業績
- (3) 技術賞:当該年度の5年度前から前年度の5年間に「砂防学会誌」及び砂防学会公認の刊行物、または他の学会誌等に掲載された技術業績(砂防に係わる調査、計画、設計、施工、維持管理、プロジェクトマネジメント等のハード、ソフトを含む技術開発等)

(砂防学会賞候補者の募集方法)

第3条 下記の方法で募集する。

- (1) 砂防学会誌、ホームページでの募集
- (2) 砂防学会誌編集委員会および砂防学会英文誌編集委員会による推薦
- (3) その他

(利害関係者の排除)

第4条 選考委員会での審査における公平性を確保するため、砂防学会賞候補者の審査について、下記のような利害関係のある選考委員は当該候補者の審査に関わってはならない。

- (1) 選考委員が当該候補者である場合
- (2) 選考委員が授賞対象となる研究業績あるいは技術業績の共同研究者あるいは共同開発者、または選考委員自身が推薦した研究業績あるいは技術業績である場合
- (3) 選考委員が当該候補者または当該候補者の推薦者との関係において、次に掲げるものに該当する場合
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究あるいは共同開発を行う関係(共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会のメンバーにおいて、緊密な関係にある者等)

- ③ 同一講座および同一企業等の所属関係
- ④ 当該授賞対象者に関する評価が選考委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある関係もしくは競争関係

(秘密保持と研究者・技術者倫理の遵守)

第5条 選考委員は、砂防学会賞候補者に関する推薦書の内容等、選考委員会での審議内容等の情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはならない。

(審査の方法)

第6条 各賞の砂防学会賞候補者について、選考委員は次に示す項目について砂防学会賞授賞候補者審査要領に基づき総合的に評価し、選考委員会はこの結果に基づき各賞の授賞候補者を決定し、理事会に推薦する。

- (1) 論文賞においては、論理性、新規性、信頼性、有効性、普遍性等について総合的に評価して、研究業績が砂防に関する学術の発展に顕著な貢献をなしたと認められるかどうかを厳正に審査し、授賞候補者を推薦する。
- (2) 論文奨励賞においては、論理性、新規性、信頼性、有効性、普遍性等について総合的に評価して、研究業績が独創性および将来性をもって、砂防学の発展に寄与するかどうかを厳正に審査し、授賞候補者を推薦する。
- (3) 技術賞においては、独創性や有用性等を考慮しながら、技術業績が技術の開発及び実施により砂防技術の発展に顕著な貢献をなすと認められるかどうかを厳正に審査し、授賞候補者（団体）を推薦する。

(授賞候補者の推薦)

第7条 選考委員会は、出席した委員の過半数の賛成により、砂防学会賞の授賞候補者（団体）を決定し、それを理事会に推薦する。

附則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。